

会 議 録

- 1 附属機関等の会議の名称 第2回丹波篠山市丹波の森づくり推進検討委員会
- 2 開催日時 令和8年2月17日(火)13時30分から15時00分まで
*受付時間(13時15分から13時25分まで)
- 3 開催場所 丹波篠山市役所本庁舎3階301会議室
- 4 会議に出席した者の氏名
 - (1) 委員 安達 鷹矢、安部 梨杏、清野 未恵子、吉良 佳晃、倉 剛史、
酒井 達哉、田代 優秋、谷垣 友里、山田 俊朗、横山 宜致
(敬称略・順不同)
 - (2) 執行機関 竹見 聖司、藤田 尚位、中瀬 文隆、西尾 友寛
- 5 傍聴人の数 0人
- 6 議題及び会議の公開・非公開の別 公開
- 7 会議資料の名称
丹波の森づくり推進検討委員会に係る資料資料1・資料2
- 8 審議の概要
 1. 開 会
 2. あいさつ
委員長より、あいさつ
 3. 協議事項
(委員長)
それでは資料について、説明をお願いします。

(事務局)
※事務局より資料1・2について説明※

(委員長)

委員より何か意見はあるか。

(A委員)

資料の「条例の制定過程にかかる検討シートに基づく現状の確認」という項目において、立法課題についての記述がなされている。そこでは、「丹波の森づくりの理念を丹波地域の住民が認識し、丹波のもりづくりに“住民がかかわっている状況”」、つまり住民の行動変容までもっていくことが設定されており、最も重要なところと考えている。そうした認識の下、市が制定してきた理念条例のなかで、市民の行動変容まで引き起こしたような条例があったのか確認しておきたい。規制条例に基づくガイドラインであれば、外発的に市民の行動変容を起こすことができるが、理念条例で行動変容を促すとなると内発的に働きかけていかなければならない。そうした意味で、これまで事例等があれば、共有いただきたい。

(事務局)

当市で策定されている理念条例において、どれだけの行動変容を起こせたかという点については把握していない。

(B委員)

シューベルティアーズの音楽祭事業に関していうと、丹波の森の音楽祭というイメージがあることから、丹波の森づくりを想起する人も多いのではないかと考えている。少なくとも運営スタッフとして関わっている方は十分そうした認識を持っているのではないか。丹波の森協会に関する個々の事業に参加したとしても、丹波の森宣言・丹波の森構想と関連付けて認識している状態、認知の課題をクリアするのは、時間を要するものとする。

(A委員)

丹波の森づくりの理念が条例制定される意義として、“安心感”というものはひとつあると考えている。つまり実践者の立場からすると、自身の事業を運営していくにあたり、地域や市などに反対されることは避けたい。有機農業と一口に言っても、スピリチュアルなものからサイエンスに基づいたものまで、その内容は幅広い。こうしたなかで、個人的な思想信条でやっているというだけでなく、条例の下で、市や地域との関係性を示したものがあることによって、安心して事業を進めていくことができる。前回の委員会においても、ターゲットをどの層にするのかという議論があったが、営利事業、非営利事業、地域の社会的な仕事、個人的な活動、様々なプレーヤーが想定されるなかで、“ターゲットに対して、メッセージをしっかりと送り込むことができる”と条例としての価値が出てくるのではないか。

(C委員)

自治基本条例においては、市民の責務も一定程度規定しているが、行動の変容であろうか。

(事務局)

自治基本条例については、ご指摘のとおり、市民の責務など規定しているが、市民の方の行動が変わったかという点、なかなかすぐに出てくるものではないと考えている。どちらかといえば、自治基本条例は、協働を促すための“行政の役割”を書き込んだものであって、情報公開などの手続きをはじめ、市民の方と接するにあたっての態度などに記述を割いている。副次的ではあるが、行政の行動変容を通じて、結果的に市民の行動が変わっていくような設計思想が自治基本条例にはあると考えている。

(C委員)

先ほどA委員が言われた“市民の皆さんが安心できるバックボーン、この方向で間違いのないんだというコンセンサス、共通認識が得られることは大きい。究極的ではあるが争訟の際に、その手続き等が妥当であるか否かの判断は、条例に基づいてなされることも含めて、条例というものは改めて大きな意味を持っているものと感じている。

(委員長)

プレッシャーを感じる必要はないと考えるが、条例の重みについての意見があった。条例においては、一般的に市民や事業者、行政のそれぞれの役割やあるいは目指す方向性などを規定していくもの等、様々であるが、具体的にその文案を議論してしまうと枝葉の議論になってしまう恐れがあることから、今回の委員会では控えたいと考えている。本日の論点としては、“なぜ条例なのか”などの前提的な議論を大事にしたい。この検討委員会の設置目的は、将来にわたって、この丹波の森構想の理念が持続的に市民と共有していくために必要な事項を検討していくことにある。そのための手段として、どのようなものが必要なのかという点について議論を進めていきたい。

(D委員)

丹波の森宣言が採択された当時、宣言という形式を選択された背景にはどのようなものがあるのか。

(C委員)

当時は、丹波県民局が主導するなかで、丹波圏域の各町が賛同して推し進めていった経緯がある。地方公共団体としてではなく、団体として取り組むものであったことから、宣言という形式になったと思われる。

(B委員)

条例として検討していく際、どのようなスタンスで向き合えばいいか悩ましいところがある。丹波の森づくりの検証というプロセスとして、30周年記念の検証を基に進めていくのか、あるいは踏み込んで丹波の森宣言等を新たに上書きするような条文にするのか等、さまざまなアプローチが考えられる。

(E委員)

宣言そのものを見直す、あるいは振り返るとになると、関係市との調整を含め、時間がいくらあっても足りないのではないかと、というところが率直な感想。丹波の森宣言や構想は、既にあるものとして尊重したうえで、しっかりと動かしていくための検討が重要であると考えている。景観条例や環境条例にしても、理念的な要素はありつつも、具体的な実施計画を策定して、実際の取り組みを進めていっている。そうした意味で、理念条例だけをつくったとしても意義は薄く、計画等に基づき実効性をしっかりと持たせていくことが大事になる。

(F委員)

この検討委員会では、条例制定をひとつ意識していると考えますが、条例には様々な種類があるなかで、どのような条例をイメージしているのか。

(事務局)

規制あるいは義務を課すような条例はイメージしていない。丹波の森構想の考え方を表現しつつ、しっかりと市民の皆さんと共有し、最終的には関わりをつくっていくようなイメージの条例になればと考えている。

(F委員)

市民目線で少し話すと、生活に関わっている実感がある条例については、規制条例くらいしかないような気がしている。そうしたなかで、まちづくりの方向性として“これはやるべきもの”、“これはなくてはならないもの”ということが市民等の中で浸透することは大事なことだと考える。必ずしも強い言葉じゃなくてもいいと思うが、そうしたものを示す条例には価値があるのではないかと。

(事務局)

自治基本条例についての意見も見受けられるなか、丹波の森づくりに係る条例の内容については、今後、議論いただき、組み立てていただければと考えている。先ほど、規制、あるいは縛りをかけていくために条例化しようとするものではないとお伝えしたが、市の責務や市民、事業者の責務など、まちづくりを進めていくにあたって、それぞれの役割を規定

していくことは想定している。市民の皆さんに働きかけながら、実際の取り組みが生まれていくようなものができればと考えている。

(委員長)

規制する条例は想定していないということであったが、規制という考え方をあえて排除する必要もないような気はしていることから、いったん委員会としてはオプションとして頭に置いたうえで進めていければと考えている。議論の幅を狭めることなく、いろいろなご意見をいただければ嬉しい。

(C委員)

丹波の森宣言については、採択されてから30年が経過しているが、今までこれに基づいてやってきている、という認識はない人の方が多いのかもしれない。私たちの意識としては、丹波の森宣言がなされた後、県の緑条例が制定され、様々な取り組みが進められてきた。丹波の森づくりの理念が30年間に渡って実践されてきたというのが実感としてある。景観条例を例にすると、事業者に対して開発指導等しているが、事業者に怒られながら対応をしていると、「なぜこんなことになっているのか」わからなくなる時がある。しかしながら、こういった「考え方の原点は何か」ということを考えた時に、帰れるところがあるというのはとても意味がある。宇治のお茶を生産しているところに見学に行った際の話を見せていただきたい。手揉みでお茶生産工程も全部保存している。なぜ保存しているかという、日本一の茶所として継承していくためには、今までのノウハウ、生産過程を全部保存し、それぞれの生産工程の中でどのような変化が起きているか検証することが、新たな持続性につながるということであった。つまり、何かをつくる、何かを行うというときの、根幹にある精神性といえるものを、しっかりと残しておくこと、継承していくことが重要であるということをいわれていた。丹波篠山市では、生物多様性の関係で、生きものに配慮した水路づくりにも取り組んでいるが、地域から「なぜこんなことをしないといけないのか」という声もないではない。また、例えば、緑条例では開発を行う際、緑地比率 20%を設けなければならないという制約があるが、これに反対しているのは事業者ではなく地域である。維持管理の負担感がそうさせるのであるが、落葉樹を避けようとしたり、水路の法面をコンクリート化しようしたり、人口減少で担い手がいないとそうになってしまうのもやむを得ないところもある。また、駐車場から施設へ向かう際も木陰のなかを歩いて行ける方がいいが、それも管理負担の観点から受け入れられない。こうなったときに、原点としての精神性みたいなものがあると、理解を得る助けになるのではないかと。そして、これまでの30年間の丹波篠山市としての取り組みに筋が通るのではないかと考えている。これは市長が代わっても丹波篠山市として変わらず取り組んでいくべき方向性、継承していくべきものではないかと。

(委員長)

C委員が言われた“継承”という言葉やF委員の言われた“浸透”という言葉が今回の検討のキーワードになる気がしている。

(A委員)

三田市においては野焼きについてのトラブルが生じている。有機農家の方が草木灰を作って農業していたが、野焼きの問題で使えなくなった。自分で刈った草をクリーンセンターに持っていき、海外のJAS認定肥料を輸入して農業する始末で「何をやっているのかわからない」と嘆かれていた。何が言いたいかというと、緑化、農業、森など様々な分野がそれぞれセクターになってしまって、つながりが失われてしまっている。地域の中でうまく循環する仕組みは作れるはずで、言葉にするのは難しいが、それらの紐帯みたいなものになればいいのではないか。

(G委員)

今回、丹波の森づくりに係る条例と聞いた時には、もっとライトな条例、つまりは日本酒で乾杯条例のようなものをイメージしていた。少し調べてみると非常にインパクトがあって、お酒の需要が増えたともいわれている。条例でインパクトを出して、個別の環境計画等で事業を管理していくような進め方をイメージしていたが、進め方としてはそういうわけでもないを受け止めた方がいいのか。

(C委員)

そうした役割もあると思っている。個別の取り組みの根っこにある考え方としての条例という意味であり、インパクトも備えていると考えている。

(委員長)

前回の委員会においてもそうした議論はあった。堅い条文が並んだ条例よりは、メッセージ性の高いものの方がいいのではないかと、という意見やキラーフレーズの必要性といったものもあったことも踏まえ、的外れな議論では決していない。

(D委員)

丹波の森づくり宣言や丹波の森構想については、“森づくり”といいながら意味しているところは“まちづくり”であって、レベルの違う階層にあるものだと考えている。条例というものを考えたとき、本来的には、条例があり、計画があり、そして組織があるといったように、その条例の目的なりを実現するための体制が整えられることになる。そして、指標を設定して、関連部署において検証等していくというという政策的なサイクルが想定されるが、そうした仕組みの部分があいまいなまま、条例というものだけが先走って議論してしま

っている。理念条例となると日本酒で乾杯条例のようなものになるのかもしれないし、継承ということであれば、枠組みなど押さえなければならぬ点が出てくる。今回の条例に係る制度運用について、どのようなイメージを持っている確認しておきたい。

(事務局)

仮に丹波の森づくりを条例化した場合、もっとも馴染むのは、総合計画であると考えている。現状、総合計画に基づき、個別の実施計画が策定され、各課が事業を実施しており、事業評価にも取り組んできている。新たな計画を策定して動かしていくのではなく、既存の総合計画を基に、関連する施策等とネットワークさせながら、効果的に動かしていければと考えている。

(E委員)

検討しようとしている条例は、丹波篠山市のまちづくりの方向性を示す重要なものになると考えている。環境条例や景観条例、農都創造条例、森づくり条例などもあるが、象徴的な条例を策定して、関連するこれらの条例をパッケージとして見直していくという方法もあり得るのではないかと。改めて、丹波の森宣言というものは、当然条例ではないので、市の条例や規則をまとめた例規集にも載っておらず、宙に浮いたような状態になってしまうことから、自治体として条例として定めることの意味はあると考える。

(F委員)

条例を策定したら何が変わるのかっていうところがあまりイメージできていないところが率直に言うところである。

(委員長)

本質的に、何を継承しようとしていて、どういう状態を目指しているのかっていうところからはっきりしていない状況かもしれない。

(C委員)

丹波の森宣言が採択されたときに、署名した人たちの思いはどのようなものだったのか。こうした思いを継承していくっていうことがまずは大事ということはいえるのではないかと。開発圧力が高まった時代に、丹波地域らしいまちづくりを進めていこうと署名した人たちが、実際に担い手として頑張ってきた。そして今の丹波地域がある。ここで、改めてその当時の思いを条例として定めて、さらに次の世代の人たちが前進していこうとするものであるならば、とても意義深いものではないかと。

(委員長)

丹波の森宣言が採択された際は、開発圧力が高まった時代で、課題になっていた。それに対して、丹波地域らしいまちづくりを進めるという選択を取ったのが当時の人たちである。それから30年が経ち、いまや開発圧力はなくなっている状態でその尊さをどのように伝えることができるかは結構難しい問題を抱えていると思っている。もちろん、末端の現場レベルでは、侵害されている部分もあるが、現代的課題というものを提示したうえで、継承の必要性を訴えていかなくは、市民と共有していくことは難しいのではないか。開発に対するアンチテーゼとして、現代のわれわれが声高に継承していこうとすることは無理があるだろう。

(C委員)

いまだからこそ評価できるものでもある。その評価の上に立って継承していこうとすることはおかしなことではない。改めて宣言の内容をみても、風化しておらず普遍性のあるものとなっている。この考えの下で我々は取り組んできたということは間違いなくあって、将来もこうした考えの下で進めていくということではないか。

(D委員)

当時は経済的成長もあって勢いがあつたなかで、よくこの宣言が採択されたなど改めてすごいと感じている。逆に、この30年で失われたものは何か、残ったものは何かということを確認していいかもしれない。病院やコミュニティの問題などをクリアしていく方法として、丹波地域でしっかりとタッグを組んでいくことが大事になると考えている。いま丹波地域に住んでいる人たちが、どのような地域にしたいか、また子どもたちにどんな地域を残したいかという考えが、何らかの形で盛り込めるような条例制定のプロセスにしていったらと考えている。数は少なくともいいので、何らかの住民参画のプロセスを組み込んでいただきたい。

(B委員)

木を植えることを継承するっていうのは時代として合わないと考えている。むしろ植えた木をどうやって継承していくか、もちろん切るっていう議論もあるが、“諦めよう”“やめよう”といったときに、踏みとどまるプロセス、相談できるようなそういう仕組みが大事な気がしている。いまの地域のリーダーたちはしんどくなってきていて、こうしたなかに、若い世代ややる気のある外部人材が入っていけない状況。こうしたところに踏み込んでいけるといいのかなという思いはある。何かを決めるときのプロセスを条例に埋め込むということもひとつありうるのではないか。

(A 委員)

その意見には共感できる。地元の自治会長を説得することはとても大切な要素であるなかで、地域で里づくり計画に取り組んでいると、「もう新しいことをするのはしんどい」という声をきくこともある。自分としては集落の環境に可能性を感じていて提案しているが、「責任はとれるのか」というようなことを言われ、借り受けて手が回らなくなると「それみたことか」となってしまう。こうした状況もありうるなかで、市として条例なり、方針として定まったものがあると、活動の支えにもなるし、説得の材料にもなる。すぐに効果が実感できる事業ではなく、長期に渡って見守っていく必要がある事業もある。最後の砦になるような支えになるものがあると心強い。

(B 委員)

そういう地域で“反対している人”が“何もしてなかった人”かということそうではなく、“頑張ってきたからこそ”否定的になっていたりすることもあるのが地域。

(A 委員)

そういう面は確かにある。そして、その人たちの方法は今の時代、通用しなくなっているということがある。

(委員長)

ほかに意見はないか。

(F 委員)

次回委員会までに宿題があれば、ぜひ投げかけていただきたい。

(委員長)

嬉しい提案をいただいた。事務局とも検討したい。それでは後半を簡単に振り返ると、“やる気・頑張りの継承”ということは一つ出てきたのではないか。そして、“やる気のある人が、挫折しそうな時に戻ってこれるところ”、継承の中身をどのようにするかといった点があったと受け止めている。事務局より何かあれば願います。

9. その他

次回委員会は、3月23日(月)13:00～開催決定

10. 閉会

副委員長あいさつ